

IFRS News

October 2009

vol. 3

IFRSニュースへようこそ。ーグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームから四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

IFRSニュースの2009年最終号ではまず、2009年12月に終了する会計期間に影響を及ぼす主要な新基準をご紹介します。次に、IASB(国際会計基準審議会)が前四半期に実施した会計基準の変更、それにIASBが「予定」している変更の一部を考察します。IASBは信用危機への対応でこれまで以上に多忙な状況が続いています。さらに、IFRSニュースではグラント・ソントン・インターナショナルが前四半期に提供した手引書の一部を検討し、またIASBに影響を及ぼす動きを総括します。最後に、IASBで現在、意見を募集している提案、そして新しい基準およびIFRIC解釈指針の実施日をまとめています。



2009年度の財務報告に関する 変更点への準備は整いましたか？

多くの新しい会計基準が2009年1月1日以降に始まる会計年度から効力を適用されますので、ここでそれらの変更を再確認しましょう。会計方針や開示の変更への対応は、計画立てて進める必要があります。2009年12月に終了する会計期間に適用される新しい基準や修正の一覧については、本ニュースレター後半にある「新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日」をご覧ください。以下の項では、重要性の高い変更点について簡潔にご説明します。

IAS第1号: 財務諸表の表示

2007年に財務諸表に表示される情報を利用者にとってさらに有益なものにするため、IAS第1号「財務諸表の表示」が改正されました。2007年の改正は、2009年1月1日以降開始事業年度に強制適用となります。改正後の基準は以下の通りです。

- すべての損益項目は1つの計算書「包括利益計算書」、または2つの計算書「損益計算書」および「包括利益計算書」に表示することが必要になります。
- 場合によっては(コラムを参照)最初の比較対象期間の期首の財政状態を表示した追加の財政状態計算書が必要になります。
- 「持分変動計算書」は、どのような場合でも主要な計算書として表示する必要があります。必須の計算書である持分変動計算書は、配当や新株発行などの株主の持分の変動に限定されます。株主との取引以外の持分の変動(再評価など)は、包括利益計算書に詳述され、持分変動計算書に表示されます。

2008年のグラント・ソントン・インターナショナル作成の手引書「連結財務諸表例」では、これらの新会計基準等を適用した連結財務諸表を例示しています。この手引書を希望される場合は、グラント・ソントンのIFRS担当者まで連絡してください。グラント・ソントンは近く、2009年版を発行する予定です。

追加の財政状態計算書が必要なのはどういう場合でしょうか？

追加の財政状態計算書は以下の場合に提示する必要があります。

- 企業が会計方針を遡及的に適用する場合
- 遡及的な修正を行う場合
- 財務諸表の項目を組み替える場合

IFRS第8号: 事業セグメント

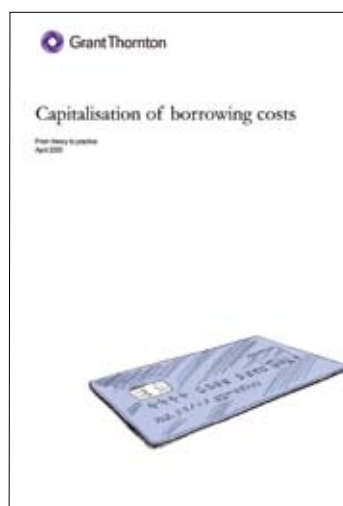


IAS第14号「セグメント別報告」はIFRS第8号「事業セグメント」に置き換えられます。一方でIAS第14号の一般的な適用範囲(株式もしくは債券が上場されている企業、または上場市場で株式もしくは債券の発行手続き中の企業を含む)は変更ありません。

IFRS第8号では、企業はその事業セグメントに関する報告に「マネジメント・アプローチ」を採用しなければなりません。年次財務諸表で開示されるセグメントの業績は、経営者が使用している報告書に基づく必要があります、その報告書は実際に経営者がセグメントの業績を評価し、事業セグメントに資源を配分するために使用している報告書である必要があります。この内部報告書は通常、IFRSで求められる会計基準とは異なる方法で作成されています。そのため、IFRS第8号では、セグメント別報告の数値と報告されたIFRSに基づく実績とを調整することを求めています。

この新しい基準への適用に際して、各社の準備担当者にはいろいろな疑問点が生じることと思います。当社の手引書「事業セグメント－IFRS第8号の実務上の適用」が、この問題への対応に役立つと思います。この手引書を希望される場合は、グラント・ソントンのIFRS担当者までご連絡ください。

IAS第23号: 借入費用



IAS第23号改訂「借入費用」

- ・ 改定前の借入費用を原則として費用処理する基準が削除されました。
- ・ 特定資産の取得、構築、または生産に直接関係する借入費用は、取得原価の一部として資本化することが求められます。
- ・ その他の借入費用についてはすべて、発生時に費用処理することが求められます。

IAS第23号改訂は、2009年1月1日以降に開始される事業年度から適用となります。すべての借入費用を費用処理する従前の会計方針で処理している企業は、2009年1月1日以後に取得等された該当資産には、IAS第23号改訂を遡及的に適用する必要があります。しかし、企業によっては取得等された日が2009年1月1日以前である該当資産にも、資本化要件の適用を希望する企業があるかもしれません。企業は、2009年1月1日以前の日を指定し、それ以降の該当資産すべてにIAS第23号改訂を適用することもできます。

詳細な情報に関しては、グラント・ソントン作成の手引書「借入費用の資本化－理論から実務へ」をご参照ください。この手引書を希望される場合は、グラント・ソントンのIFRS担当者までご連絡ください。



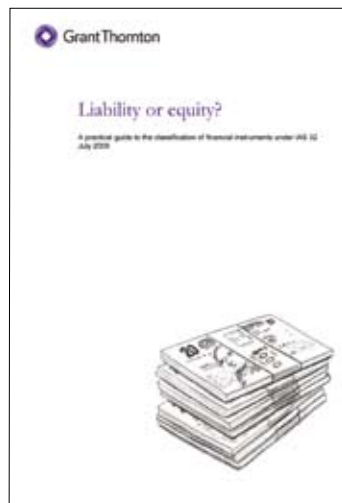
IFRS第7号の修正:金融商品:開示

IASBは信用危機に対応して、IFRS第7号「金融商品:開示」をいくつか修正しました。これらは、金融資産の組み替えに関する規則を緩和することとして、2008年10月に変更されました。

さらに2009年3月にも以下の目的で変更が実施されました。

- ・ 3段階の公正価値のヒエラルキーを利用し、金融商品の公正価値を算定する方法をより明確に説明する。
- ・ 流動性リスクの開示を改善する。

この修正などに関する情報については、IFRS第7号のグラント・ソントンの新しい手引書に関する本ニュースレターの別記事をご参照ください。



IAS第32号の修正およびIAS第1号:プット可能な金融商品と清算時に発生する義務

IAS第32号の債務および株式の分類に関する基本原則の例外が2008年、「IAS第32号の修正およびIAS第1号:プット可能な金融商品と清算時に発生する義務」により導入されました。

この修正により、従来債務として分類されていた一部の金融商品を、株式として分類することになります。この修正は以下の2種類の金融商品を対象としています。

- ・ プット可能な金融商品(保有者が発行体に現金での金融商品の償還を請求できる権利を有する金融商品、あるいは想定外のイベントの発生や所有者の死亡もしくは退職の場合に発行体に対して自動的に償還請求が行われる金融商品)
- ・ 清算時に債務が発生する金融商品

この修正は、限られた場合にのみ分類を変更することができるのですが、そうであっても影響を受ける企業の業績や財政状況に重大な影響を及ぼすことが考えられます。グラント・ソントン作成の手引書「債務なのか株式なのか、IAS第32号に基づく金融商品の分類に関する実務手引書」では、プット可能な金融商品と清算時に発生する義務等から生じることが予想される問題に対してより広範に深く考察しています。

この手引書を希望される場合は、グラント・ソントンのIFRS担当者までご連絡ください。

発行引受権の分類

IASBは、IAS第32号を若干修正した「発行引受権の分類(IAS第32号の修正)」を発行しました。

この修正はIAS第32号「金融商品：表示」を変更するもので、ある通貨の一定金額で一定数の株式を取得するような権利、オプションまたはワラントの発行が、既存の株主全員に比例配分するような場合には、表示上は株式とするようにしたものです。

修正以前は、外貨建ての引受権発行は、一定数の株式に関して受け取る現金が為替レートの変動の可能性があるため、株式発行とはみなされていませんでした。そのため、株式分類の要件を満たしておらず、デリバティブ債務として計上する必要がありました。IASBは、現在の経済危機で複数の国で株式を上場している大企業は引受権発行を通じて資金調達することから、こうした会計処理の見直しを要請されていました。

外貨建て引受権発行は、既存の株主全員に比例配分される場合は株式とされます。

IASBは、引受権発行をデリバティブ債務に分類することはその実体を反映していないと認めていました。引受権は既存の株主に対してのみ、その既存の株式の割合に応じて発行されます。そのためIASBは、追加発行株式を購入できる権利、オプションまたはワラントの比例配分発行を、株式として分類されるべきであると判断しました。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

グラント・ソントン・インターナショナルは、IAS第32号の修正に賛同しています。外貨建ての行使価格付き引受権発行を、損益を通してデリバティブ債務として公正価値で評価するデリバティブ債務として会計処理していた以前の分類は、直感的にわかりづらいものでした。

IAS第32号の修正は、外貨建ての全金融商品の分類を対象とする幅広いものであって欲しいと考えています。しかし、現在の経済環境で多数の企業がこうした特徴のある引受権発行を実施していることに鑑み、今回のIAS第32号の緊急修正は妥当なものであると考えます。



IASBは、IAS第24号 「関連当事者についての開示」改訂を 発行する予定

改訂により、国営企業に必要な開示水準が引き下げられることになります。

IASBは、IAS第24号「関連当事者についての開示」の「ほぼ最終の」改訂案を公表しました。従来のIAS第24号からの大きな変更点は、以下の者との取引に関する開示を免除したことです。

- ・当該企業を支配している、共同で支配している、または当該企業に対して重大な影響力をもつ政府機関
- ・「政府関連企業」（政府によって支配されている、共同で支配されている、または重大な影響を受けている企業をいう）

従来のIAS第24号では、IFRSを採用する国営企業は他の国営企業との取引を開示しなければなりません。一部の国では、国営企業は経済の大きな割合を占めており、この開示要件に従って開示を行った場合には過大開示になると考えられていました。

該当企業がこの免除規定を適用した場合、関係する政府の名称やその政府と企業との関係の内容を開示することが求められます。また、政府または政府関連企業との個別に重要な取引の内容および金額に関する情報も開示する必要があります。個別には重要性が低くとも全体では重要性が高い取引の場合には、それらの質的または量的な内容を開示することが求められます。

従来のIAS第24号で国営企業に求められる開示は、過大だと考えられていました。

「政府関連企業」の免除の導入に加えて、IASBはまた関連当事者の定義を修正し、その意図するところを明確化し、またいくつかの不整合を排除しました。

「ほぼ最終の」草案では、IAS第24号改訂は2011年1月1日以降に始まる会計年度に遡及的に適用されます。IAS第24号全体、または政府関連企業に関する一部免除部分のみ早期適用は認められることになりそうです。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

当社は、IAS第24号の通常の開示要件からの「政府関連企業」の免除の導入に賛同しています。また、この免除規定を適用した企業に求められる特定の開示についても賛同しています。この特定開示は、企業に不必要な負担を課すことなく、IAS第24号の目的を満たすと考えられます。

IFRS第1号の修正により、 初度適用企業の移行が容易に

IASBはIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正を公表しました。IFRS第1号の修正は2つの状況でのIFRSの遡及的適用を扱っているとともに、IFRSを初めて適用する企業が移行の過程で過度な費用や努力を必要としないようにすることを目的としています。

IFRS第1号の修正は以下の通りです。

- ・ 全部原価法を利用する石油およびガス業界の企業に対する追加的な免除を定めています。
- ・ 「組込み」リース契約のある企業に対して、IFRIC (国際財務報告解釈指針委員会) 解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従った当該契約の区分の再評価につき、国内の会計慣行で従前と同等の区分が求められている場合には、この再評価を免除しています。

グループ企業による現金決済型の 株式報酬取引

IASBは、「グループ企業による現金決済型の株式報酬取引 (IFRS第2号の修正)」を公表しました。

IFRS第2号の修正は、サプライヤー (従業員を含む) から物品またはサービスを受領する企業は、必要とされる現金での株式報酬の支払債務が自らにない場合でもIFRS第2号を適用しなければならないと明記しています。例えば、子会社がサービスを受領するが、その関連する株式報酬債務を決済する義務は親会社にある場合などが該当します。

またIFRS第2号の修正は、2つのIFRIC解釈指針 (IFRIC第8号および第11号) の要求事項をIFRS第2号に組み入れており、これにより2つのIFRIC解釈指針は廃止となります。



IFRSのIT上の影響

カナダ企業が2011年よりIFRSを適用することから、グラント・ソントン・カナダは上場企業のIT上の影響を検討してきました。IT上の影響は、IFRSに移行するすべての国に等しく関連します。

グラント・ソントン・カナダは、企業は移行戦略の実施時にIFRSへの移行のITシステムへの影響全体を十分に検討していないことが多いと警告しています。企業は2010年のカナダのGAAP(会計基準)に基づく通常の財務諸表を作成し、また2010年のIFRSに基づく財務情報を2011年の比較情報として使用するために作成しなければならないことから、グラント・ソントン・カナダは企業に対して以下の問題を検討することを勧めています。

- ・システムが並行処理を行えるか。
- ・必要な財務情報すべてを保管する十分なストレージやメモリ容量があるか。
- ・財務部門はデータを2つのシステムに入力するための能力があるか。
- ・財務部門は財務諸表を作成する異なる会計基準に基づいてするに当たり、必要な水準のデータ・レベルにアクセスできるか。

ITシステムに対するIFRSのコンバージェンスの影響は、初年度以降にも及びます。グラント・ソントン・カナダは、以下に関連するIT上の影響をとりわけ検討することを企業に勧めています。

- ・新たに必要となる情報(とりわけIFRSの詳細な開示要求事項を踏まえて)
- ・データ保持要件を遵守するための旧財務システムへのアクセスの実現可能性も含めてのデータの保管および保持
- ・ビジネス・インテリジェンスや意思決定への影響

詳細については、http://www.grantthornton.ca/resources/insights/TLS/IT_implications_of_IFRS.pdfにアクセスしてください。

グラント・ソントンLLPは、ケベック州法人Raymond Chabot Grant Thornton LLPと合わせて、カナダ国内の事務所に3,100人余りの従業員を雇用しています。

ありがちな落とし穴の回避

各企業のIFRSへの移行には、独自の取り組みが必要であることは確かです。しかし、事前に計画を立てることで、ありがちな移行の落とし穴を回避することができます。IFRSへの移行にあたり予定通りの進行を確保するため、以下の段階を踏んでいく必要があります。

- ・IFRSのITシステムへの影響を詳細に分析する
- ・ソフトウェアの選択を慎重に評価する
- ・プロジェクト管理機能を強化する
- ・国際的なベスト・プラクティスを模範とする

年次改善の公開草案の公表

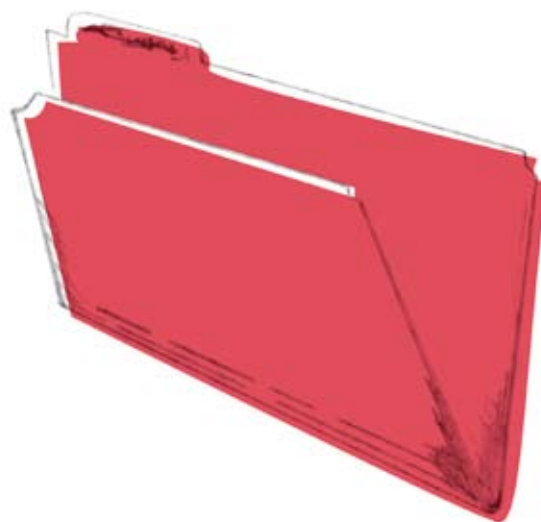
IASBは今年の年次改善プロジェクトを公表しました。公開草案「IFRSの改善」はIASBの年次改善プロジェクトの第3弾で、緊急ではないが必要とされるIFRSの修正事項の集積を一連の断片的な変更ではなく、単一の文書で効率的に扱うことを意図しています。

対象となるIFRS

以下の表は、修正案の対象となるIFRSおよびトピックを記載しています。

基準名	修正の対象	修正案の概要
IFRS第1号： IFRSの初度適用	適用年度における会計方針の変更	初度適用企業がIAS第34号「中間財務報告」に従った中間財務報告の公表後に会計方針またはIFRS第1号の免除の利用を変更する場合、当該変更を説明し、包括利益および純資産に関する必要な調整の最新情報を提供すると明記しています。
	みなし費用の再評価基準	民営化などの出来事がきっかけでIFRSへの移行日またはそれ以前に再評価が行われる場合、初度適用企業に再評価価額を「みなし原価」とすることを認める免除の範囲を明記しています。この修正案は、当該免除理由はIFRSへの移行日以降で、最初のIFRS準拠の財務諸表の対象期間中に行われた同様の再評価も同じく正当なものであると明記しています。
IFRS第3号： 企業結合	過去の偶発的対価契約の移行要件	IASBは、IFRS第7号「金融商品：開示」、IAS第32号「金融商品：表示」、およびIAS第39号「金融商品：認識および測定」の修正における発効日の項を修正し、この基準を買収日がIFRS第3号（2008年改正）の適用前である企業結合から生じた偶発的対価に適用しないことを明記することを提案しています。
	非支配持分の測定	公正価値による非支配持分の測定または非買収企業の識別可能な純資産の非支配持分の測定に関する選択適用については、非買収企業の純資産の非支配持分の測定が適用されることを明記しています。
	振替不可および自発的振替の株式報酬	IFRS第3号の適用指針を修正し、企業結合の結果失効する場合でも、買収企業が返済しないことを選択した非買収企業の株式報酬取引、および買収企業が非買収企業の株式報酬に対して株式交換を選択した株式報酬取引には、IFRS第3号を適用することを提案しています。
IFRS第5号： 売却目的で保有する 固定資産および廃止事業	関連企業（共同支配企業）に対する 重大な影響（共同支配）の解消	重大な影響または共同支配の解消を伴う売却計画に関わる場合、企業は関連企業または共同支配企業の持分を売却目的保有として分類することを明記しています。
IFRS第7号： 金融商品：開示	開示の明確化	金融商品から生じるリスクの内容および範囲に関して求められる開示に対して若干の修正を各種提案しています。
IAS第1号： 財務諸表の表示	持分変動計算書の明確化	IAS第1号を修正し、企業が株式資本の変動の項目を持分変動計算書または財務諸表の注記に表示することを明記するよう提案しています。
IAS第8号： 会計方針、会計上の見 積りの変更および誤謬	概念的な枠組みに関する用語上の 変更についての最新情報	IAS第8号を修正し、「財務諸表の作成および表示に関する枠組み」に代わる今回の概念的な枠組みにおいて実施される専門用語の変更と首尾一貫させることを提案しています。

基準名	修正の対象	修正案の概要
IAS第27号： 連結および 個別財務諸表	出資者の個別財務諸表における 関連会社への投資の減損 IAS第21号、第28号、および第31号の 2008年の修正に関する移行要件。	個別財務諸表において出資者がIAS第39号「金融商品：認識および測定」の規定を適用し、子会社、共同支配会社、および関連会社への投資の減損をテストすることを明記しています。 IAS第27号の結果としてのIAS第21号、第28号、および第31号の修正を将来適用しなければならないと明記しています。
IAS第28号： 関連会社に対する投資	関連会社の評価に関する 公正価値の部分適用	IAS第28号の例外に従い、関連会社への投資の一部について当初評価時から損益を通じて公正価値で評価されている場合には異なる評価基準が適用できることを提案しています。
IAS第34号： 中間財務報告	重要な事象および取引	IAS第34号の開示原則を強調し、この原則の適用方法について例示を挙げての補足指針を追加する修正を提案しています。
IAS第40号： 投資不動産	公正価値モデルから 原価モデルへの変更	公正価値で評価されている投資不動産を棚卸資産に振替える際の要件を当該投資不動産が売却目的で開発される場合については排除するとともに、財政状態計算書の中の別のカテゴリーとして表示すべき売却目的投資不動産の要件を追加し、さらにその開示をIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」と一貫させることを提案しています。
IFRIC第13号： カスタマー・ ロイヤリティ・プログラム	報奨の公正価値	IFRIC第13号を修正し、「公正価値」の意味を明確化することを提案しています。



IAS第39号の総合検討を加速

「IAS第39号：金融商品：認識および測定」に替わる基準の発行に向けてのIASBの進行状況を報告致します。

IFRSニュース7月号でお知らせしました通り、IASBは2010年までの現行の要件すべての変更を目指して、IAS第39号を総合的に検討しています。このプロジェクトは、次の3段階に分けられています。

第1段階：分類および測定

「分類および測定」に関する公開草案は、2009年7月14日に発行されました。信用危機の間に生じた懸念の多くはIAS第39号の分類および測定の要件から生じており（分類の相違により生じる債券に関して認識される減損の規模の差異に関する懸念など）、公開草案はこれに対応したものです。意見の募集期間は終了しています。IASBはプロジェクトの第1段階を予定通り終了し、2009年に終了する会計期間の財務諸表への早期適用は、要求はしないものの、認めはすると予想されます。

以下のコラムでは、公開草案における提案と意見募集期間の終了後のIASBの暫定的決定を要約しています。

分類および測定に関する提案

公開草案「金融商品：分類および測定」では、金融商品のカテゴリー数の削減が提案されています。

- ・貸付金および受取債権、満期保有投資、ならびに売却目的投資の既存のカテゴリーは削除されます。
- ・金融資産および金融債務はほぼすべて、償却原価もしくは公正価値で評価されます。
- ・基本的な貸付金の特徴のみを有し、約定利回りで運用される金融商品は償却原価で評価されます（しかし、公正価値でも評価できます）。
- ・その他のすべての金融商品は公正価値で評価されます。
- ・株式投資に関しては、企業はその他の包括利益（OCI）で公正価値の変動を表示することを選択できます。ただし、当該株式投資は売買目的で保有されていないものとします。OCIに計上された金額は処分時またはその他の状況でも損益に環流させません。すなわち、当該資産の減損テストを行ないません。

発効日および移行

- ・遡及的な適用が提案されていますが、移行猶予があります（適用後、資産および負債は新基準で分類されます）。
- ・2009年に終了する会計期間の財務諸表に利用可能で、強制適用は2012年1月以降になると思われます。

公開草案は、株式に時価がなく、公正価値が確実に決まらない場合、公正価値での株式の評価の免除に類するものをIAS第39号に置かないことを提案しています。

しかし、IASBは公開草案に対する反応を協議する過程で、公正価値の決定が実務上不可能な場合に企業が株式に関する現在の簡略的な評価を利用できるケースの指針を提供することを暫定的に決定しています。

第2段階:減損方法

IAS第39号の変更プロジェクトの第2段階は、10月の減損に関する公開草案の発表となります。公開草案では、IASBの「金融資産の減損に関する予想損失モデルの実現性に関する情報の募集」(IFRSニュース2009年7月号を参照)に関して受領した意見が考慮されます。

IFRSニュースの作成日時時点で、公開草案は未公表ですが、IASBは以下の暫定的な決定を行っています。

- 売掛金、活発な市場で価格が決定される金融商品、個別の重要資産を公開草案の範囲に含める。
- 当初予想される貸倒損失を十分カバーする金利が発生する貸付金については、当初認識で損失を認識することを禁じる。
- 実効利息法の適用を簡略化することが可能な方法について、IASBの専門家諮問委員会の意見を求める。

第3段階:ヘッジ会計

IASBはプロジェクトの最終段階として、2009年12月にヘッジ会計の公開草案を発行する予定です。「ラウンド・アップ」セクションでわかる通り、IASBのプロジェクトには多くの見解があります。2010年までにIAS第39号の現在の要件すべてを変更する野心的な計画の実現可能性が高いかどうか、年末までにはもう少し明らかになるでしょう。

採取産業の会計処理

IASBは、採取産業の会計処理に関するディスカッション・ペーパーの発行を予定しています。このプロジェクトは、暫定措置として公表されたIFRS第6号「鉱物資源の探査および評価」に替わる基準を作成することを最終的な目的としています。

プロジェクトは、埋蔵量および資源に関する財務報告上の問題(埋蔵量および資源の探査を含む)、とりわけ埋蔵量および資源の定義、認識、測定、および開示を行うか、ならびにその方法を検討することなどに重点が置かれています。

プロジェクト・チームのディスカッション・ペーパーの作業草案は、IASBのホームページでご覧いただけます。



株式と債務の交換

IFRICは、企業が事業再編における債務処理の中で株式発行を会計処理する方法について解釈指針草案を公表しました。現在の経済状況からいわゆる「株式と債務の交換」の頻度が上昇しており、IFRICの優先課題となっています。

D25「金融債務の株式による処理」は以下の事項を提案しています。

- ・発行された株式は、債務を処理するための「支払対価」である。
- ・株式は、その公正価値、もしくは処理される金融債務の公正価値のいずれか信頼性の高いもので測定される。
- ・処理される金融債務の簿価と当該株式の当初測定額の差異は、企業の当期損益に含まれる。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

実際にはこうした種類の取引の会計処理には大きな差異があることから、私たちはこの分野における指針を作成するIFRSの取り組みを支援しています。

私たちは、発行される株式の測定案に疑問を持っていますが、これはどの評価基準が「より確実に決定できる」ものであるか否かを判断する明確な基準がないと考えているためです。私たちは、IFRICが概念および判断の有益性の観点からどの評価方法が望ましいか判断し、その利用を求めていくことを希望していきます。

IASBが、料金規制事業に関する公開草案を発表

IIASBは「料金規制事業」に関する公開草案を公表しました。料金規制は、サービス又は製品について顧客に対して徴収することができる価格を設定する際の制限です。この制限は、一般的に、企業が独占又は過度の市場支配力を与えるような支配的な市場での地位にある場合に、規制当局又は政府により課されます。

このIASBのプロジェクトは、企業に料金規制事業から生じる資産および負債の認識を要求する、又は容認するか否かを明らかにする基準を作成することを目的としています。

当該基準を満たしている場合、費用又は収益として処理するのではなく、企業は料金規制事業から生じる「規制」資産および負債を認識します。

IASBは主に、過去に産業特有の基準の作成を避けてきました。しかし、多額の「規制」資産および負債が現在、米国のGAAPや同様の基準を適用する法域で計上されています。この法域の一部はIFRSへのコンバージェンスを実施していることから、IFRSで価格規制から生じる資産および負債の会計処理の明確化が重要な問題になっています。

公開草案の適用範囲は、次の2つの基準に該当する産業に限定されます。

- (1) 企業が顧客に課されなければならない価格を設定する、権限を規制者が保有し、かつ、
- (2) 料金は、企業が、規制されたる製品又はサービスを提供するために負担した特定の前価を回収し、必ずしも固定又は保証されている必要のない、特定のリターンを加算して設定されたものである。

当該基準が満たされている場合、企業は料金規制事業から生じる「規制」資産および負債を認識します。「規制」資産および負債は、当初認識時およびその後の毎会計期間末に期待現在価値で測定します。

公開草案について2009年11月20日まで意見を募集しています。

中小企業向けIFRSの IFRSニュース特別号

2009年9月、グラント・ソントン・インターナショナルは中小企業向け国際財務報告基準（「SME向けIFRS」）に関するIFRSニュース特別号を発行致しました。

国際会計基準審議会（IASB）が2009年7月9日に公表したSME向けIFRSは、全世界の非上場企業の財務報告のあり方を抜本的に変え、調和したものにすることがあります。

IFRSニュース特別号をご希望の場合は、グラント・ソントン担当者までお問い合わせください。



IFRS第7号に関する グラント・ソントン・インターナショナル の新たな手引書を公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、前四半期に詳細で新しいIFRSの手引書を公表しました。「金融商品：開示－IFRS第7号の例示的開示および指針」は、IFRS第7号およびその他の金融商品関連の開示要件の遵守に関する問題に直面する企業を対象としています。

これまでの経験からIFRS第7号は難解であることから、グラント・ソントン・インターナショナルは2年間の実務経験の中から最も課題の多い分野についての見解をお伝えできます。加えて、国際金融危機から金融商品に関するリスクおよびその他の開示の適正性に注目が集まっています。この手引書の本文では、仮想企業(非金融サービス企業)の財務諸表の抜粋および開示を利用して、IFRS第7号の要件を例示しています。

以下のコラムは手引書からの抜粋になります。経験上、意思決定に時間を要し、誤解されることもあるIFRS第7号の要件の適用時によくある10の「落とし穴」を取り上げています。

この手引書をご希望の場合は、グラント・ソントン担当者までご連絡ください。

よくある10の落とし穴

- ・ IFRS第7号は詳細なものですが、状況に応じて、提供する情報の量及びその表示形式の決定に重要な経営判断を必要とします。
- ・ IFRS第7号の範囲は、IAS第39号より広がっています。例えば、ファイナンスリース債務は「オフ・バランスシート」となる可能性のある金融商品とともにIFRS第7号の対象範囲内となっています。
- ・ 公正価値の開示は、ほとんどの金融商品に関して、財政状態計算表において公正価値で評価されていなくても必要になります。
- ・ IFRS第7号は現在、特に3段階の「公正価値のヒエラルキー」における公正価値測定について、追加的な公正価値の開示を求めています。
- ・ リスクに関する量的データは、経営幹部に報告される内部情報を情報源としなければなりません。この「経営者の見解」は、求められる最小限の量的データの基準とされるべきです。
- ・ 流動性リスクの開示に関する要件は変更されています。経営者は現在、流動性に対するキャッシュフローの関連性に基づいて、含めるべきデリバティブ債務、金融資産を評価しなければなりません。
- ・ 流動性リスクに関して必要とされる満期分析は、金利等の支払いも含む割引前のキャッシュフローの総額を表示し、残りの契約上の満期に基づいて行われるべきです。このため、金額は主要な計算書には結び付けられません。
- ・ 金融資産の信用リスクの開示は広範囲に渡っており、売掛金以外も含まれます。実際、信用リスクは債務や未認識の金融商品でも生じることがあります。信用保険、担保、信用保証、および融資契約も信用リスクの発生源になる可能性があります。
- ・ 換算リスクは必ずしも、為替リスクの感応度分析での「為替リスク」ではありません。為替リスクは、各企業の機能通貨以外の通貨建金融商品からのみ生じます。
- ・ 借入金契約の債務不履行および契約違反(財務制限条項など)は、年度末までに解消されても、IFRS第7号に基づく追加開示の要因となります。

グラント・ソントン・USA、 米国のCFOにIFRSに関する 調査を実施

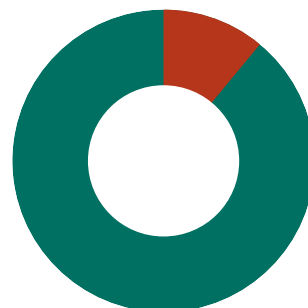
グラント・ソントン・インターナショナルのアメリカのメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、米国のCFO(最高財務責任者)及び経理担当役員に対する2年ごとの調査を完了しました。調査は2009年9月21日から10月2日に実施され、財務問題に関する各種の質問事項に対し846人から回答をいただきました。

調査の質問事項のうち一部は、IFRSに対する米国の姿勢に関連していました。現在、IFRSに基づいて財務諸表を作成している企業はあまりありません。しかし、調査では、米国でIFRSの利用に対する前向きな姿勢が見られました。多数の回答者がIFRSの利用は将来いずれかの時点で要求されるべきと考えていますが、早期の導入はあまり支持されていません。

おそらくこれが最も重要なことと考えられますが、調査では最近発行された中小企業向け国際財務報告基準(SME向けIFRS)の認知度が高い水準を示していました。回答者の過半数は、該当する米国企業は今年7月に発行されたばかりのSME向けIFRSの利用を認められるべきであると考えています。調査結果の一部を以下に記載します。

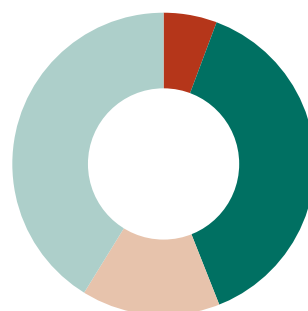
1. あなたの会社は IFRS に準拠した財務諸表を作成していますか？

- はい10.18%
- いいえ89.82%



2. 米国企業はIFRSの利用を強制されるべきだと思いますか？

- 直ちに強制されるべき6.70%
- 3年から5年以内に強制されるべき39.24%
- 5年以降に強制されるべき14.47%
- 強制されるべきでなく、米国の会計基準(US GAAP)がよい39.59%



3. 米国の非上場企業は財務諸表の作成時に 中小企業向けIFRSを利用することが認められるべきでしょうか？

- はい51.62%
- いいえ19.81%
- わからない28.57%



ニュースフラッシュ

SEC(証券取引委員会)委員長はIFRSに前向き

SECのMary Schapiro委員長はIOSCO(証券監督者国際機構)での演説のなかで、IASBとFASBは信用危機を受けて会計基準の修正に取り組んでいると述べ、早急な対応と思い切った期限を賞賛しました。

また、昨年の米国でのIFRSコンバージェンスのロードマップの発表に続く作業計画の策定に重点を置き、作業計画で提案された概念を発展させるというSECの意図を説明しました。

SECの任命は、IFRSにとって好材料

SECの企業会計審議官にJames Kroeker氏が任命されました。Kroeker氏の任命は米国のIFRS適用にとって好材料と思われます。これは、Kroeker氏が以前から原則主義に基づく会計処理を支持してきたためです。

南アフリカが、中小企業向けIFRSを採用

南アフリカが、中小企業向け国際財務報告基準を正式に採用した初めての国になりました。南アフリカは最終的な中小企業向けIFRSの公表後、直ちにこれを(本文の変更なく)一般に公正妥当と認められた会計基準として発効しました。

中小企業向けIFRSの該当企業は、2009年8月13日以後、発行が承認される年次財務諸表から適用できます。

IASC財団が、中小企業向けIFRSタクソミを提案

国際会計基準委員会(IASC)財団は、中小企業向けIFRSタクソミの公開草案を公表しました。中小企業向けIFRSタクソミは、中小企業向け国際財務報告基準(SME向けIFRS)を拡張可能な財務報告言語(XBRL)に完全に変換したものです。

XBRLは事実上、データ・タグの辞書であり、財務諸表に関する情報をインターネット上で共有・分析できます。政府では書類提出及び課税の目的で広く使われるようになっています。この公開草案は11月27日まで意見を募集しています。IASC財団は、2009年12月に中小企業向けIFRSタクソミの最終版を公表する予定です。

G20が2011年6月までに単一の国際的な会計基準の作成を要望

9月のピッツバーグ・サミットでの合意で、G20諸国の首脳は「国際会計団体に対して、独立的な会計基準作成過程で単一の優れた国際的な会計基準を作成し、2011年6月までにコンバージェンスを完了する取り組みを強化する」ことを要望しました。

IASB議長がEUで講演

IASBのDavid Tweedie議長は欧州議会の経済金融委員会で講演し、将来予測的方法の策定により貸倒損失の引当を改善するため、監督機関、金融機関、投資家およびその他の利害関係者と共同で実施している取り組みを紹介しました。

また、講演の中でTweedie議長はIASBがIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に替わる基準の作成や暫定措置としての金融資産の減損に関する米国基準の適用を遅らせる可能性を否定しました。

議長はまた10月20日、欧州財務相理事会(ECOFIN)に最新情報を提供しています。

金融安定化理事会が会計基準の強化を勧告

2009年4月のG20諸国首脳によるサミット後に設立された金融安定化理事会は、IASBとFASBに対して、以下の通りコンバージェンス後の基準に合意するよう要請しました。

- ・ 現行の引当要件よりも利用可能な信用情報の範囲を広げ、貸付金ポートフォリオの貸倒損失が早い段階で認識されるようにする。
- ・ 金融仲介機関の融資事業に関連して公正価値の利用を広げない方法で金融商品とその評価に関する会計原則を単純化し、改善する。

IAS第39号の見直しに関するバーゼル委員会の勧告

バーゼル銀行監督委員会は、引当、公正価値の測定および関連する開示に関わる問題に対応する際にIASBを補う高水準の指導原則を公表しました。これは、G20諸国の首脳がIASBに対して、高水準で単一の国際的な会計基準の策定を目的として監督機関や規制当局と共同で速やかに作業することを要請したことを受けて行われました。

景気循環に関する特定の懸念に対応するため、バーゼル委員会は、IASBは価値が極めて不透明な場合、当初およびその後の損益の認識の虚偽記載を避けるために価値の調整を設けるべきだと勧告しています。また貸倒れに対する引当は銀行の既存の貸出ポートフォリオに対するその貸出ポートフォリオの期間に渡っての予想貸倒損失を反映すべきであると勧告しています。

IASC財団の定款見直し

IASBの監督機関である国際会計基準委員会財団 (IASC財団) 評議委員会は財団の定款の見直し案の第2部および最終部を公表しました。

主な見直し案は、IASBの議題設定プロセスの強化、他の機関とのIASBの交流の拡大、デュー・プロセスを迅速化する手続きの設定、評議委員の出身に関する地理的なバランスの改善、使命を明確化するための組織名の変更 (IASBに関して同様の名称変更が提案されています) を求めています。

日本のコンバージェンス

企業会計基準委員会 (ASBJ) とIASBは、日本の会計基準とIFRSのコンバージェンスを加速するため10度目の会合を開催しました。会合は9月にロンドンで開催され、両会計基準のコンバージェンスの実現に向けての両会計基準設定者の協力継続が確認されました。

従業員給付の割引率の変更に関する公開草案を提案

IASBは公開草案「従業員給付の割引率 (IAS第19号の修正案)」を公表しました。公開草案では、社債に厚みのある市場が存在しない場合に国債の市場利回りを使用する要件が排除されています。公開草案は、特定の法域での信用度の高い社債に関する厚みのある市場の有無に関わらず、財務諸表の比較可能性を維持することを意図しています。

公開草案に関する意見によりますが (現在検討中)、IASBでは企業の2009年12月期の財務諸表から採用を認める予定です。

任命

カナダ

グラント・ソントン・インターナショナルのカナダのメンバーファームであるRaymond Chabot Grant Thorntonの会計リサーチ担当パートナーであるSophie Bureauが、カナダ会計基準審議会によりIFRS ディスカッション・グループ (IDG) に任命されました。

IDGはカナダのIFRS適用に関連する問題の識別に関して、カナダの会計基準設定者を支援することを目的としています。IDGは公開フォーラムで、カナダのIFRS適用に関連する問題を討議します。また、特定の問題について国際会計基準審議会 (IASB) または国際財務報告解釈指針委員会に照会すべきかについてカナダの会計基準設定者に提案を行います。

IDGの最初の会合は11月25日 (水) にトロントで開催の予定です。

欧州

グラント・ソントンUKの財務報告担当ナショナル・ディレクターであるBrian Shearerが、EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) の中小企業ワーキング・グループに任命されました。

EFRAGは2001年に設立され、IFRSのテクニカルな内容について助言し、IFRSの承認において欧州委員会を支援します。EFRAGの中小企業ワーキング・グループは、最近発行された中小企業向けIFRSなど中小企業 (EUの定義通り) の会計処理に影響する可能性のあるあらゆる問題を検討します。今回の任命に関して、Brianは次のように述べています。

「非上場企業、とりわけ国際的な取引を行う非上場企業の会計処理は現在、活発に議論されています。グローバル化はこれら企業にも影響しており、中小企業向けIFRSは最善の会計のあり方に関する議論を活発化させています。EUの中心で議論に参加できることを非常に喜んでいます」

新IFRS基準とIFRICの 解釈指針の発効日

以下の表に、発効日が2008年1月1日以後の新IFRS基準とIFRICの解釈指針を掲載しました。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づき、企業は新基準と解釈指針に関して特定の開示が義務付けられています。

発効日が2008年1月1日以後の新IFRS基準とIFRICの解釈指針

基準名	基準または 解釈指針の名称	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
IAS第32号	株主割当て発行された新株引受権 の分類 (IAS第32号の修正)	2010年2月1日	可能
SME向けIFRS	中小企業向け国際財務報告基準	関連法規毎に決定	N/A
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免 除規定 (IFRS第1号の修正)	2010年1月1日	可能
IFRS第2号	グループ現金決済型株式報酬取引 (IFRS第2号の修正)	2010年1月1日	可能
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用 (2008年改訂)	2009年7月1日	可能
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および 測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可能
IFRIC第17号	非現金資産の所有者への分配	2009年7月1日	可能 (ただしIFRS第3号、2008年改訂、 IAS第27号2008年改訂およびIFRS第5号 (IFRIC第17号で改訂)にも適用する必要あり)
IFRS第3号	企業結合 (2008年改訂)	2009年7月1日	可能 (ただし2007年6月30日以後始まる事業 年度のみに適用され、IAS第27号2008年改 訂と併せて適用)
IAS第27号	連結および個別財務諸表	2009年7月1日	可能 (ただしIFRS第3号2008年改訂と併 せて適用しなければならない)

発効日が2008年1月1日以後の新IFRS基準とIFRICの解釈指針

基準名	基準または 解釈指針の名称	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以後の 資産移転	可能、過去の移転に解釈を適用するのに必要 な評価やその他の情報を移転時に得てい た場合
IAS第32号およ びIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」、およ びIAS第1号「財務諸表の表示:プッ ト可能な金融商品と清算時に発生 する義務」の改訂	2009年1月1日	可能(ただしIAS第39号、IFRS第7号および IFRIC第2号の関連した改訂と併せて適用しな ければならない)
IFRS第1号およ びIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の 初度適用」およびIAS第27号「連 結および個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融 商品の開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬:権利確定 条件および取り消し」の改訂	2009年1月1日	可能
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可能
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第8号	事業セグメント	2009年1月1日	可能
IFRIC第15号	不動産の工事契約	2009年1月1日	可能
複数	IFRSの2008年年次改善	2009年1月1日 (特に明記されていない限り)	可能

発効日が2008年1月1日以後の新IFRS基準とIFRICの解釈指針

基準名	基準または 解釈指針の名称	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
IFRIC第16号	在外営業体に対する 純投資のヘッジ	2008年10月1日	可能
IAS第39号およ びIFRIC第9号	組込みデリバティブーIFRIC第9号 とIAS第39号の改訂	2009年6月30日以後 終了する事業年度	可能
IAS第39号およ びIFRS第7号	金融資産の分類変更ーIAS第39 号「金融商品:認識および測定」、お よびIFRS第7号「金融商品:開示」 の発効日と移行の改訂	2008年7月1日(2008年 11月1日以後の分類変 更は変更日から有効。 2008年11月1日以前の 分類変更は、2008年7月 1日以後に有効)	可能
IAS第39号およ びIFRS第7号	IAS第39号「金融資産の分類変更: 発効日と移行」の改訂	2008年7月1日(上記の 移行規則を明確化)	不可
IFRIC第13号	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	2008年7月1日	可能
IFRIC第12号	サービス委譲契約	2008年1月1日	可能
IFRIC第14号	IAS第19号ー給付建資産の上限、 最低積立要求およびそれらの相互 作用	2008年1月1日	可能

意見を募集

以下の表はIASBで現在、意見が募集されている文書と募集期限です。グラント・ソントン・インターナショナルは各公表文書に意見を表明する予定です。

文書の種類	基準名	意見の募集期限
公開草案	経営者による説明	2010年3月1日
参考文書	IASB財団 - 定款改訂の見直し第2次レビュー	2009年11月30日
	社会に対する説明責任の強化のための提案	
公開草案	中小企業向けIFRSタクソノミ	2009年11月27日
公開草案	IFRSの改善案	2009年11月24日
公開草案	料金規制事業	2009年11月20日



www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。